

多摩ケーブルネットワーク株式会社、ケーブルテレビの社会的使命に鑑み、ケーブルテレビの健全な発達普及を促進し、もって公共の福祉の増進、文化の向上、産業と経済の繁栄に寄与し、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえる。

放送に当たっては、次の点を重視して、番組相互の調和と放送時間に留意するとともに、地域性、即時性、普遍性、多様性などケーブルテレビ放送の特性を発揮し内容の充実につとめる。

1. 生活に役立つ地域情報の提供
2. 正確で迅速な報道
3. 健全な娯楽
4. 教育・教養の進展
5. 児童および青少年に悪影響がない
6. 節度を守り、真実を伝える

次の基準は、多摩ケーブルネットワーク株式会社が放送する「自主放送」に適用する。

## 1章 人権

1. 人権、人格を尊重する。
2. 個人や団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
3. 人種・性別・職業などによって取り扱いを差別しない。
4. 個人情報取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。

## 2章 法と政治

1. 法令を尊重し、国及び国の機関の権威を傷つけるような取り扱いはしない。
2. 国際親善を妨げない。
3. 公正な立場を守る。

## 3章 児童及び青少年への配慮

1. 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感などの健全性確保に配慮する。
2. 児童向け番組は、健全な社会通念に基づいた番組を提供する。
3. 児童及び青少年の視聴に十分配慮した放送時間帯とする。

## 4章 家庭と社会

1. 家庭生活を尊重する。
2. 社会の秩序、習慣、公衆道徳を尊重する。

## 5章 教育・教養

1. 教養番組は、社会に役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
2. 学問・芸術・技術・技芸・職業など、専門的な事柄を視聴者が興味深く視聴できるようにする。
3. 知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

## 6章 報道

1. 事実に基づいて報道し、個人の自由を侵したり、名誉を傷つけないようにする。
2. 取材・編集に当たっては、一方的に偏るなど視聴者に誤解を与えないように注意する。
3. 事実の報道であっても、不適切な表現は避ける。

## 7章 宗教

1. 信教の自由を尊重し、中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
2. 特定宗教のための寄付の募集などは取り扱わない。

## 8章 表現上の配慮

1. 放送内容は、放送時刻に応じて視聴者の生活状態を考慮し、不快感を与えないようにする。
2. わかりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
3. 公序良俗に反し、または家庭、特に児童・青少年に好ましくない影響を与えるものを放送に使用することを差し控える。
  - ・暴力表現
  - ・犯罪表現
  - ・性表現

## 9章 視聴者参加の取り扱い

1. 視聴者参加番組制作にあたっては、参加機会を広く均等になるように努める。
2. 企画や演出、司会者の言動などで、出演者や視聴者に対し、礼を失したり、不快な感じを与えてはならない。

## 10章 広告の取り扱い

1. 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
2. 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。
3. 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

## 11章 訂正

1. 放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、または訂正する。

## 12章 その他

1. この番組基準に明確な定めがない事項は、社団法人ケーブルテレビ連盟の放送基準を準用する。

以上

## **放送番組の編集に関する基本計画**

### 1. テレビジョン放送 《放送番組名「コミュニティチャンネル」》

当社視聴者の生活エリアに極めて関係が深い路線に絞った鉄道・道路情報の提供など、地域密着型の行政情報、タウン情報、地域イベント、教養、教育、娯楽、スポーツ等の番組編成とし、視聴者の期待に幅広く応える。

放送番組の時間帯は、1週間を通じて、原則として、午前8時から午前8時までとし、視聴者の生活時間やニーズを意識した番組編成とする。

### 2. テレビジョン放送以外の放送

該当なし